

お申し込み方法



バスセンター案内所へご来店ください。
申込受付し、クレジットカード審査の上、「りゅーと」カードへ
オートチャージの情報を登録します。
登録後すぐにオートチャージサービスをご利用いただけます。

【ご用意いただくもの】

■ 記名式「りゅーと」または定期券「りゅーと」



…無記名式カード・
こどもカード(記名式・定期券)は
オートチャージサービスご利用対象外です
※無記名式カードは窓口で記名式カードに
変更できます。手数料はかかりません。

■ クレジットカード



…ご本人のクレジットカードが必要です

※公的証明書(運転免許証など本人確認できるもの)をあわせてご用意ください

【バスセンター案内所 ご来店時の流れ】

必ずご本人がご来店ください
(代理人の方はお手続きできません)



- 1 申込書をご記入ください
 - 2 記入いただいた申込書と「りゅーと」カード・
クレジットカードを窓口にお渡しください
本人確認のため、公的証明書をお見せください
 - 3 クレジットカード審査終了後、「りゅーと」カードに
オートチャージサービスの情報を登録します
- ▶ 「りゅーと」カードに登録完了後、
すぐにオートチャージサービスをご利用いただけます

※クレジットカード審査にあたり、カード決済可能な状態が確認できず、その場で
申込手続きが完了しない場合はオートチャージサービスをご利用いただけません。

オートチャージサービスのお支払いに ご利用いただけるクレジットカード

以下のマークのあるクレジットカードをご利用いただけます



1枚のクレジットカードで申し込める「りゅーと」カードは1枚となります
クレジットカード名義は「りゅーと」カードご本人に限ります

オートチャージサービス Q&A

Q1 オートチャージができない

次のいずれかに該当する場合は、オートチャージができません

- オートチャージサービスの利用制限(1日1回/1か月15,000円)を超えている
- クレジットカードが何らかの事情により止められている
- お客様がお支払時に利用するクレジットカードを解約された
- 「りゅーと」カードが何らかの事情により使用できない

Q2 オートチャージを登録した 「りゅーと」カードを紛失した場合

「りゅーと」お取り扱い窓口で「りゅーと」再発行手続きのほか、
バスセンター案内所で再度、お申し込み手続きが必要となります
(同一のクレジットカードでお申し込みいただけます)
※お手続きはご利用のお客様ご本人のみ

Q3 オートチャージで利用している クレジットカードを紛失した場合

クレジットカード紛失についてはご契約のクレジットカード会社へ
届出をしてください
オートチャージサービスご利用停止のためバスセンター案内所へ
ご来店ください ※お電話でのご利用停止はできません
オートチャージご利用にあたっては新しいクレジットカード
(再発行後のクレジットカードを含む)で、再度バスセンター案内所にて
お申し込み手続きが必要となります ※お手続きはご利用のお客様ご本人のみ
クレジットカードが利用できない状態でオートチャージを利用した場合、
決済カード以外の方法でお支払いをお願いする場合がございます

Q4 オートチャージで利用しているクレジットカードの クレジットカード番号・有効期限等が 変更になった場合

変更されたクレジットカードで、再度バスセンター案内所にてお申し込み手続き
が必要となります ※お手続きはご利用のお客様ご本人のみ

Q5 オートチャージで利用している クレジットカードを解約した場合

クレジットカードを解約された場合は、オートチャージサービスご利用停止のため
バスセンター案内所へご来店ください ※お電話でのご利用停止はできません
オートチャージご利用にあたっては新しいクレジットカードで、再度バスセンター
案内所にてお申し込み手続きが必要となります
※お手続きはご利用のお客様ご本人のみ
クレジットカードが利用できない状態でオートチャージを利用した場合、
決済カード以外の方法でお支払いをお願いする場合がございます

Q6 決済するクレジットカードを 別のクレジットカードに変更する場合

変更希望のクレジットカードで再度、お申し込み手続きが必要となります
※お手続きはご利用のお客様ご本人のみ

■ お申し込み・お問い合わせ

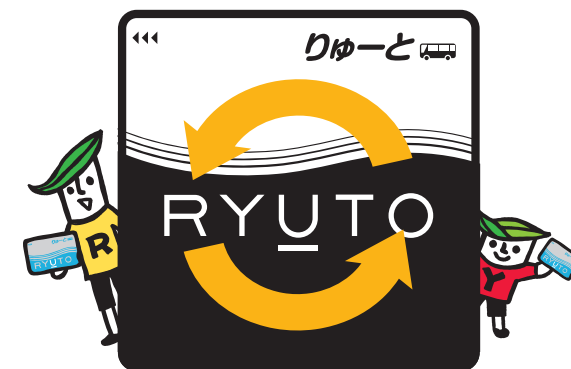
新潟交通 バスセンター案内所 中央区万代1-6-1
Tel. 025-246-6333

クレジットカードに関するお問い合わせは、お客様ご利用のクレジットカード会社にお尋ね下さい

新潟交通ICカード乗車券

りゅーと

オートチャージサービス ご利用案内



少なくなったら自動でチャージ

持っている「りゅーと」カードに登録するだけ!

チャージ額のお支払いはクレジットカードから
チャージ額は3,000円と5,000円の2種類から
お選びいただけます



お申し込みはバスセンター案内所まで

ご利用方法



たとえば、入金(チャージ)残額が 1,000円未満になると自動的に3,000円がチャージ(入金)される設定の場合

ご精算前の「りゅーと」カード残額が900円、バス運賃が260円のと



自動的に3,000円チャージ!



精算時 車載機でオートチャージ

残額 900円 + オートチャージ 3,000円 = 運賃 260円



ご精算後、カード残額は
3,640円

1回のタッチでオートチャージと
同時に運賃を引き去ります

音声でのお知らせ

通常のご精算時 ピピッ♪
オートチャージされた場合のご精算時 ピピピピピッ♪

- オートチャージが実行される条件はご精算前のカード残額が1,000円未満の場合
- オートチャージ額は3,000円と5,000円からお選びいただけます
- オートチャージ額(3,000円／5,000円)は窓口で変更できます
- オートチャージサービスは1日1回まで、1か月あたり15,000円を超えてのご利用はできません
- ご精算前のカード残額が1,000円以上でご乗車され、ご精算時の運賃がカード残額を上回る場合、オートチャージは実行されません
- ご精算前のカード残額が1,000円未満でも、ポイント還元が同時に行われ、ポイント還元後のカード残額が1,000円以上となる場合、オートチャージは実行されません



オートチャージ額は後日、申し込み時にご指定されたクレジットカードでのお支払いとなります

※クレジットお支払いの詳しい内容(金額・支払日)については、各クレジットカード会社から届くご案内にてご確認ください

新潟交通株式会社 IC カード乗車券 オートチャージサービス取扱規則

第1条(目的)

この規則は、新潟交通株式会社(以下「当社」といいます。)が定めた新潟交通株式会社ICカード乗車券取扱規則に基づき規定するものであり、当社と利用契約を締結した新潟交通株式会社ICカード乗車券取扱規則に定める記名式りゅーと乗車券の使用者が、りゅーと乗車券対応のバス運賃箱を利用する際に、オートチャージ設定情報が記録されたりゅーと乗車券内のカード残額が一定金額を下回っているときに、りゅーと乗車券に対してバス運賃箱で一定金額を自動的にチャージ(以下「オートチャージ」といいます。)し、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス(以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」といいます。)の内容と使用条件を定めることを目的とします。

第2条(適用範囲)

りゅーと乗車券に関する取扱いのうち、オートチャージサービスに係る取扱いは、この規則の定めるところによります。この規則に定めのないりゅーと乗車券の取扱いについては、新潟交通株式会社ICカード乗車券取扱規則の定めるところによります。

- 2 クレジットカードの取扱い及び支払方法については、クレジットカード会社の規約の定めるところによります。
- 3 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービスについての取扱いは、改定された規則の定めるところによります。
- 4 この規則及びこの規則に基づいて定められた規程は、予告なしに変更されることがあります。

第3条(用語の定義)

この規則における主な用語の定義は次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「利用者」とは当社とオートチャージサービスの利用契約を締結した記名式りゅーと乗車券(ただし、子ども・子ども割引を除く)の使用者をいいます。
 - (2) 「決済」とは、利用者がクレジットカードによりオートチャージの利用代金を支払うことをいいます。
 - (3) 「決済カード」とは、オートチャージの利用代金を支払うため、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいいます。
 - (4) 「オートチャージ機能付きりゅーと乗車券」とは、オートチャージの設定情報が記録された記名式りゅーと乗車券をいいます。
 - (5) 「設定情報追加」とは、発売済みの記名式りゅーと乗車券にオートチャージの設定情報を記録することにより、当該りゅーと乗車券をオートチャージ機能付きりゅーと乗車券にすることをいいます。
 - (6) 「オートチャージ適用条件」とは、りゅーと乗車券対応のバス運賃箱においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいいます。
 - (7) 「オートチャージ額」とは、りゅーと乗車券対応のバス運賃箱においてオートチャージされる金額をいいます。
 - (8) 「名義人」とは、当社とオートチャージサービスの利用契約を締結した記名式りゅーと乗車券面に印字されている記名人をいいます。
- 2 前各号に定めのない用語については、新潟交通株式会社ICカード乗車券取扱規則の定めるところによります。

第4条(利用契約)

オートチャージサービスの利用契約は、利用希望者が本規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込箇所へ登録希望の申込を行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、オートチャージ機能付きりゅーと乗車券としての設定情報追加手続きを完了したときに当社と利用者の間において成立します。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者の登録を承認しません。
この場合、利用希望者が申込のために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しません。なお、本条に基づく利用希望者の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
- (1) 申込方法に誤りまたは申込書の記載内容に不備があった場合
 - (2) 登録希望のりゅーと乗車券が無記名式りゅーと乗車券の場合
 - (3) 登録希望のりゅーと乗車券が記名式りゅーと乗車券のうち子ども券種及び子ども割引券種の場合
 - (4) 利用希望者、登録希望のあったクレジットカードの名義人が同一人でない場合
 - (5) 登録希望のクレジットカードが当社指定のクレジットカードではない場合
 - (6) 登録希望のクレジットカードがすでにオートチャージサービスにおいて登録済みである場合
 - (7) 登録希望のクレジットカードを発行するクレジットカード会社が承認しなかった場合
 - (8) その他当社が利用希望者を利用者とすることを不適当と判断した場合

第5条(登録)

当社が定めた手続きに基づいて、当社指定の申込箇所へ登録希望の申込を行った利用希望者は、当該通知に記載された期限内に、当社へ当該通知及び当該りゅーと乗車券を呈示するとともに、公的証明書等の呈示により当該記名人本人であることを証明して、当該記名式りゅーと乗車券へ設定情報追加を行わなければならない。

- 2 設定情報追加を行った記名式りゅーと乗車券は、前項に定める設定情報追加の手続き完了

後に、オートチャージ機能付きりゅーと乗車券として取り扱います。

- 3 第1項において、指定された期限内に設定情報追加を行わなかった場合は、登録希望の申込を無効として取り消すものとします。

第6条(オートチャージサービス)

オートチャージ機能付きりゅーと乗車券は、次の各号の条件をすべて満たすときには、りゅーと乗車券対応のバス運賃箱を利用する際に、オートチャージすることができます。

- (1) オートチャージ機能付きりゅーと乗車券のカード残額がオートチャージ適用条件を下回っているとき。ただし、ポイント還元が実行された場合は、ポイント還元後のカード残額がオートチャージ適用条件を下回っているとき。
- (2) 当該オートチャージが利用制限の範囲内であるとき。
- (3) りゅーと乗車券が利用可能な状態になっているとき。
- (4) 決済カードが決済できる状態と認められるとき。
- 2 オートチャージする金額は、利用者が設定したオートチャージ額とし、この金額はオートチャージサービスに関わる利用代金として決済カードにより収受します。決済カードにより収受できない時は、オートチャージ機能付きりゅーと乗車券の名義人が支払い義務を負うものとします。
- 3 利用者は、オートチャージ機能付きりゅーと乗車券のオートチャージ設定情報を、当社に申し出て変更することができます。この場合、利用者が別に定める申込書を提出し、当該りゅーと乗車券を呈示し、かつ、公的証明書等の呈示により当該りゅーと乗車券の記名人本人であることを証明したときに限って、変更の取扱いを行います。
- 4 前各項にかかわらず、当社およびクレジットカード会社の都合により、オートチャージをご利用できないことがあります。
- 5 実行したオートチャージを取り消すことはできません。

第7条(解約)

- 次の各号のいずれかに該当する場合、利用者のオートチャージサービスは解約となります。
- (1) 利用者が当社にオートチャージ解約を申請し、オートチャージ機能付きりゅーと乗車券を呈示し、かつ、公的証明書等の呈示により当該りゅーと乗車券の記名人本人であることを証明し、手続きが完了した場合。
 - (2) 利用者のオートチャージ機能付きりゅーと乗車券が失効したもしくは無効であったことが判明した場合。
 - (3) 決済カードが無効または解約となったことが判明した場合
 - (4) 決済カードを変更する場合
 - (5) 利用者登録後に利用者の申込が利用者登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が登録クレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) 利用者登録後、当社が定める期間、オートチャージサービスのご利用が確認できない場合
- 2 解約による利用者の損害に対し、当社はその責めを負いません。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の利用者の一切の不利益に対し、当社はその責めを負いません。
 - 3 利用者は、解約後であっても、解約前に発生したオートチャージサービスに関わる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承していただきます。
 - 4 解約後のオートチャージ機能付きりゅーと乗車券は、記名式りゅーと乗車券として取り扱います。

第8条(無効)

オートチャージ機能付きりゅーと乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジット(預り金)及びりゅーと乗車券に記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しません。

- (1) 決済カードの名義人ではない者が、当該名義人の同意を得ず利用者登録したことが判明した場合
- (2) その他不正な手段で利用者登録をしたことが判明した場合

第9条(制限または停止)

当社は以下の場合、オートチャージサービスの取扱いを制限または停止をすることがあります。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常等の不可抗力により、オートチャージサービスの取扱いが困難であると当社が認めた場合
- (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービスの取扱いの中止を必要と判断した場合

- 2 本条に基づくサービスの制限または停止に対し、当社はその責めを負いません。

第10条(免責事項)

次の各号の場合に、オートチャージ機能付きりゅーと乗車券が使用されたことにより発生する利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

- (1) オートチャージ機能付きりゅーと乗車券を紛失した利用者が当該りゅーと乗車券の紛失再発行の取扱いを行わなかった場合
- (2) 紛失したオートチャージ機能付きりゅーと乗車券の使用停止措置が完了するまでの間に当該りゅーと乗車券のオートチャージ利用や払い戻し、カード残額の使用があった場合
- 2 その他本規則に基づく取扱いに関して生じる利用者の損害及び不利益については、当社はその責めを負いません。